

群馬県バーチャルプロダクション地域素材アーカイブ運用業務要領

1 業務の名称

群馬県バーチャルプロダクション地域素材アーカイブ運用業務

2 業務の目的及び内容

「群馬県バーチャルプロダクション地域素材アーカイブ運用業務仕様書」のとおり

3 委託料

無償とする。

4 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

5 応募資格

次の条件を全て満たしていること

- ・LEDスタジオを自社で保有し、バーチャルプロダクションの収録・合成に必要な撮影環境を備え、最新のVP運用に対応できる体制を有する者であること
- ・VP素材データの保管・配信に必要な情報セキュリティ管理体制（アクセス管理、データ保護、ログ管理等）を有すること
- ・VP素材データのアーカイブ掲載・管理・提供を行う仕組みを有し、又は本来業務において構築・運用できる体制を有すること
- ・利用申請の受付、内容確認、県への報告、利用実績管理等の運用事務を適切に実施できる体制を有すること
- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ・本店所在地において、国税及び地方税を滞納していないこと。

6 募集にあたって配布する資料

配付資料は、群馬県ホームページからダウンロードすること。

- （1）群馬県バーチャルプロダクション地域素材アーカイブ運用業務要領（※本資料）
- （2）群馬県バーチャルプロダクション地域素材アーカイブ運用業務仕様書
- （3）参加申込書（様式1）
- （4）事前相談申込書（様式2）
- （5）業務実施体制（様式3）
- （6）誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）（様式4）
- （7）課税（免税）事業者届出書（様式5）
- （8）辞退届（様式6）

7 応募方法

(1) 募集期間

令和8年9月7日(月)から随時

(2) 事前相談

応募を希望される方は、条件等の事前確認が必要なため、必ず申請書等の提出前に、事前相談申込書(様式2)を下記「提出方法」により「10 問い合わせ先」に提出すること。

(3) 申請書等の提出

応募を希望される方は、事前相談が終了した後に、下記「提出方法」により「10 問い合わせ先」に提出すること。

(4) 提出書類

以下の資料を提出すること。

ア 参加申込書(様式1)

イ 業務実施体制(様式3)

ウ 誓約書(群馬県暴力団排除条例第7条関係)(様式4)(*)

エ 課税(免税)事業者届出書(様式5)

オ 法人登記簿謄本(3ヶ月以内に発行されたもの)(*)

カ 決算書の写し(直近のもの1期分(半期決算の場合は2期分))(*)

キ その他参考となる資料(会社概要、保有するバーチャルプロダクションスタジオの概要、バーチャルプロダクション素材のアーカイブ管理・提供の仕組み等がわかるもの)

※県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

※「*」のついた資料は「物件等購入契約資格者名簿」搭載者は提出不要。

(4) 提出先

「10 問い合わせ先」に同じ

(5) 提出方法

電子メールとする。

※事前相談の場合は件名を「事前相談(VP地域素材運用)」とすること。

※応募の場合は件名を「応募(VP地域素材運用)」とすること。

※データのサイズが7MBを超える場合は、提出方法について県に相談すること。

※提出した旨を電話で連絡すること。

(6) 提出書類の取扱い

ア 提出された応募書類は返却しない。

イ 提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しない。

ウ 提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

(7) その他注意事項

ア 提出後の応募者の都合による追加書類の提出、再提出及び差し替えは、一切認めない。

イ 応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該応募を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。

ウ 提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出すること。

エ 本応募に係る手続、提出書類、ヒアリング等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。

オ 応募書類の作成・提出等に要する費用は、応募者の負担とする。

8 審査

(1) 審査方法

提出された応募書類等に基づき、応募要件への適合性を審査

(2) 審査結果の通知

審査の結果については、応募者に対し文書により通知する。

(3) 留意事項

以下の項目に該当する者は失格とし、審査の対象としない。

ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した場合

イ 提出書類の不備がある場合

ウ その他、この要領に違反した場合

9 契約

(1) 「8 審査」の審査基準に沿って審査を行い、審査基準を満たすと認められる者を本事業の契約相手方候補者とする。なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。

(2) 本要領及び「群馬県バーチャルプロダクション地域素材アーカイブ運用業務仕様書」は、契約相手方候補者選定のためのものであり、契約時には改めて内容を協議したうえで契約する。

(3) 契約締結に必要な経費は受託者の負担とする。

(4) ロイヤリティの支払は、原則として年1回、当該年度の最終報告提出と同時期までに県の指定口座へ振込により納付するものとする（振込手数料は受託者負担）。

10 問い合わせ先

群馬県知事戦略部エンターテインメント・コンテンツ課エンターテインメント係

電話：027-898-2869

メール：entameka@pref.gunma.lg.jp